（提案書様式１）

　年　月　日

横浜市契約事務受任者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

　提　案　書

　次の件について、提案書を提出します。

件名：自殺対策におけるインターネットを活用した相談支援業務委託

連絡担当者

所属

氏名

電話

ＦＡＸ

E－mail

（提案書様式２）

|  |
| --- |
| １　事業実績 |
| (1)24時間365日相談受付業務の実績(2)過去３年間における、国、地方公共団体、民間企業等からのインターネットを活用した相談事業や電話相談等、類似業務の受託実績（契約の相手先、業務名、業務内容、契約期間及び人員体制　等） |

（提案書様式３）

|  |
| --- |
| ２　インターネットを活用した相談支援業務の人材確保及び人材育成 |
| (1) インターネットを活用した相談支援業務従事者の人材確保状況（人数、雇用形態等）(2) インターネットを活用した相談支援業務従事者の人材育成状況（マニュアル、研修等）（3）従業者の定着率と安定的な雇用継続状況 |

（提案書様式４）

|  |
| --- |
| ３　提案内容 |
| (1) インターネットを活用した相談支援業務の事業計画 |
| 1. インターネットを活用した相談支援を行う仕組み（具体的な内容・構築までのスケジュール等）
 |  |
| 1. インターネットを活用した情報提供を行う仕組み（具体的な内容・構築までのスケジュール等）
 |  |
| 1. 相談者がつながりやすい仕組み
 |  |
| 1. 自殺を考える人の心理特性を捉えた仕組み
 |  |
| 1. 依存症の特性を考慮した仕組み
 |  |
| 1. インターネットを通じた相談を受け付けた際の相談対応
 |  |
| 1. 相談内容に緊急性がある場合の判断基準及びその場合の対応
 |  |
| 1. 相談支援を行う上で、関係機関との連携に関する考え方
 |  |
| 1. 相談支援業務に関する記録及び報告方法
 |  |
| 1. インターネットを活用した相談支援業務実施上の課題に関する本市との協議体制
 |  |

（提案書様式５）

|  |
| --- |
| ３　提案内容 |
| (2)　担当者の実績等 |
| ① 業務責任者（予定含む）の氏名、経歴（経験内容、年数等）、資格 |  |
| ② 業務従事者（予定含む）の氏名、経歴（経験内容、年数等）、資格 |  |
| ③　業務管理体制、責任体制 |  |

（提案書様式６）

|  |
| --- |
| ３　提案内容 |
| (3)その他（アピールポイントなど、自由記載） |

（提案書様式７）

**法人としての取組に関すること（ワークライフバランス・障害者雇用に関する取組）**

該当する□にㇾ点を入れ、必要書類を添付してください。

1. 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定

（従業員101人未満の場合のみ加算）

* + 策定し、労働局に届け出ている

※「策定し、労働局に届け出ている」を選択した場合、労働局の受付印のある「一般事業主行動計画の写し」を提出すること。（受付印がない場合でも、届出の事実が確認できる場合には加点評価する。）

* + 策定していない、又は策定しているが従業員 101 人以上
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定

（従業員 101 人未満のみ加算）

* + 策定し、労働局に届け出ている

※「策定し、労働局に届け出ている」を選択した場合、労働局の受付印のある「一般事業主行動計画の写し」を提出すること。（受付印がない場合でも、届出の事実が確認できる場合には加点評価する。）

* + 策定していない、又は策定しているが従業員 101 人以上
1. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）又は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）若しくは、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール）の取得
	* 取得している、又は認定されている

※次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている場合は、「基準適合一般事業主認定通知書の写し」又は「基準適合認定一般事業主認定通知書の写し」を提出すること。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）又は若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール）を取得している場合は、「認定通知書の写し」を提出すること。

1. よこはまグッドバランス賞の認定の取得
	* 取得している、又は認定されている

※「取得している、又は認定されている」を選択した場合、「認定通知書の写し」又は「認定証の写し」を提出すること。

* + 取得していない、又は認定されていない
1. 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の達成
	* 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.5％を達成している。(従業員 40人以上の事業者)

※「達成している」を選択した場合、ハローワークに提出した「障害者雇用状況報告書（事業主控）」（令和６年度時点）の写しを提出すること。

* + 従業員 40 人未満の事業者で、障害者を１人以上雇用している。

※雇用している労働者の定義は「１週間の所定雇用時間が 20 時間以上で、１年以上継続して雇用される者（見込みを含む）」をいう。

* + 達成していない（従業員 40 人以上）又は障害者を 1 人以上雇用していない（従業員 40人未満）
1. 健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のクラスAAA若しくはAAの認証を受けている。
	* 取得または認証を受けている。

※「取得しているまたは認証を受けている」を選択した場合、健康経営銘柄、健康優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のクラスAAA若しくはAAの認証の有無がわかる書類を提出すること。

　　　□　取得していない。

（提案書様式８）

　年　月　日

横浜市契約事務受任者

住所

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　提案書の開示に係る意向申出書

プロポーザル方式の実施に係る提案書の内容に対して、開示請求があった場合の取扱いについて次のとおり意向を申し出ます。

件名：自殺対策におけるインターネットを活用した相談支援業務委託

１．提案書の開示を承諾します。

上記の件について、

２．提案書の非開示を希望します。

理由：

**※　本申出書は、提案書の内容を非開示とすることを確約するものではありません。「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき、公開が妥当と判断される部分については開示する場合があります。**

連絡担当者

所属

氏名

電話

ＦＡＸ

E-mail